

# 記入例

# (居住専用建築物)

様式：令和3年1月1日

第四十号様式（第八条関係）（A4）

※10㎡超の建築物を建築する場合は、工事に着手する前に届出が必要です。  
確認申請を行わなければならない場合は、確認申請と同時に提出してください。  
※建築主以外の者が届出に係る事務を行う場合は委任状を添付してください。  
※届出に必要な部数は1部ですが、控えが必要な場合は2部提出してください。  
受付印を押して1部お返しします。

建築基準法第15条第1項の規定による

建築工事届  
(第一面)

令和元年6月27日

高知県知事 様

## 建築主

氏名 高知 龍馬  
郵便番号 123-4567  
住所 ○○市△△町12  
電話番号 123-456-7890

令和元年6月25日改正より  
建築主の押印は不要になりました。

## 工事施工者（設計者又は代理者）

氏名 建設 太郎  
営業所名（建築士事務所名） ○○建設（株）  
郵便番号 123-4567  
所在地 ○○市△△町123  
電話番号 098-765-1234

工事施工者が未定である場合は、設計者  
又は代理者を記入してください。

## 工事監理者

氏名 建築 太郎  
営業所名（建築士事務所名） ○○設計事務所  
郵便番号 123-4567  
所在地 ○○市△△町21  
電話番号 098-765-4321

## 建築確認

確認済証番号 第 年 月 日 号  
確認済証交付年月日 年 月 日  
確認済証交付者

## 除却工事施工者

氏名  
営業所名  
郵便番号  
所在地  
電話番号

・既存の建築物を除却し、引き続き当該敷地内において建築物を  
建築しようとする場合に記入が必要です。  
・記入した場合は第四面の添付が必要です。  
・除却工事のみを行う場合は除却届を提出してください。

※受付経由機関記載欄

(第二面)

【1. 建築主】

- 【イ. 種別】 (1)国 (2)都道府県 (3)市区町村 (4)会社 (5)会社でない団体 (6)個人

国 : 国、独立行政法人等  
 都道府県 : 都道府県、関係機関 (地方独立行政法人、住宅供給公社、道路公社等)  
 市区町村 : 市区町村、関係機関 (地方独立行政法人、住宅供給公社、市区町村組合等)  
 会社 : 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特別の法律により設立された法人  
 会社でない団体 : 会社でない法人 (森林組合、財団・社団法人)、法人でない団体 (学校後援会、その他法律によらない団体)  
 個人 : 個人及び個人事業主

- 【ロ. 業種】 (1)農林水産業 (5)鉱業、採石業、砂利採取業、建設業 (3)製造業 (4)電気・ガス・熱供給・水道業 (5)情報通信業 (6)運輸業 (7)卸売業、小売業 (8)金融業、保険業 (9)不動産業 (10)宿泊業、飲食サービス業 (11)医療、福祉 (12)教育、学習支援業 (13)その他のサービス業 (14)国家公務、地方公務 (15)他に分類されないもの

建築主が会社である  
 ときのみ記入。会社  
 の時は必ず記入して  
 ください。

- 【ハ. 資本の額又は出資の総額】 百万円

【2. 敷地の位置】

- 【イ. 地名地番】 高知県〇〇市△△町字□□123
- 【ロ. 都市計画】 (1)市街化区域 (2)市街化調整区域 (3)区域区分非設定都市計画区域 (4)準都市計画区域 (5)都市計画区域及び準都市計画区域外

【3. 工事予定期間】

令和元年7月 1日から  
 令和元年10月 31日まで  
 年4月間

- 【4. 工事種別】 (1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)移転

敷地単位で記入してください。

- 【5. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ( 0 1 ) (2)居住産業併用建築物 ( ) (3)産業専用建築物 ( )

※別表1より主要用途の区分を記入。

【6. 一の建築物ごとの内容】 一の建築物 (1棟) ごとに記入。

- 【イ. 番号】 ( 1 ) ( 2 ) ( )
- 【ロ. 用途】 (多用途) (多用途) (多用途)

- (1)事務所等 (1)事務所等 (1)事務所等
- (2)物品販売業を営む店舗等 (2)物品販売業を営む店舗等 (2)物品販売業を営む店舗等

(3)工場 「その他」の場合、  
 (4)倉庫 建築物の用途が住宅の場合は、欄外の用途の記入は不要。  
 (5)学校 建築物の用途が住宅以外の場合は欄外に用途を記入。

- (6)病院、診療所 (6)病院、診療所 (6)病院、診療所
- (9)その他 (9)その他 (9)その他

居住専用建築物は「その他」です。

# 記入例

## (居住専用建築物)

(R01. 6. 4時点)

- 【ハ. 工事部分の構造】
- |                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| (1) 木造          | (1) 木造          | (1) 木造          |
| (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 | (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 | (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| (3) 鉄筋コンクリート造   | (3) 鉄筋コンクリート造   | (3) 鉄筋コンクリート造   |
| (4) 鉄骨造         | (4) 鉄骨造         | (4) 鉄骨造         |
| (5) コンクリートブロック造 | (5) コンクリートブロック造 | (5) コンクリートブロック造 |
| (6) その他         | (6) その他         | (6) その他         |

アルミ造はその他としてください。

【ニ. 工事部分の床面積の合計】	( 150 m <sup>2</sup> )	( 15 m <sup>2</sup> )	( ) m <sup>2</sup> )
【ホ. 建築工事費予定額】	( 1500 万円)	( 30 万円)	( ) 万円)
【ハ. 地上の階数】	( 2 )	( 1 )	( )
【ト. 地下の階数】	( )	( )	( )

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 300m<sup>2</sup>

【4. 工事種別】が「新築」の時のみ記入してください。

※付属建築物(車庫、自転車置場、物置等)でも第三面の提出は必要です。  
 ※棟ごとに作成してください。

(第三面)

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】 1 第二面の【6. 一の建築物ごとの内容】【イ. 番号】とそろえてください。

【ロ. 新設とその他の別】 新設 (1)新築 (2)増築 (3)改築  
 その他 ( ) (2)増築 (3)改築

新設 : 新築、増築、改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるもの

※既存住宅の棟続きであっても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。別棟・同一棟は問いません。

その他 : 増築、改築によって造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。

※一敷地内に既存住宅があって、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。別棟・同一棟は問いません。

【ハ. 資金】 (1)民間資金 (2)公営 (3)独立行政法人住宅金融支援機構  
 (4)独立行政法人都市再生機構 (5)その他

当該住宅部分が「新設」のときのみ記入。

民間資金 : 国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる場合。

独立行政法人住宅金融支援機構 : 独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた場合。融資額の大小は問いません。

【ニ. 建築工法】 (1)在来工法 (2)プレハブ工法 (3)枠組壁工法

在来工法 : プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法

プレハブ工法 : 住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法

枠組壁工法 : ツーバイフォー工法

【ホ. 種類】 (1)専用住宅 (1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅  
 (2)併用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)  
 (3)その他の住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

その他の住宅 : 主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合(1つの建築物(棟)または棟続き)している住宅。ただし、併用住宅と判断し難い場合はその居住部分の床面積の合計が、その建築物の床面積の合計が、その建築物の床面積の合計の5分の1未満のものとする。

【ヘ. 利用関係】 (1)持家 ( ) (2)貸家 ( ) (3)給与住宅 ( ) (4)分譲住宅 ( )

【ト. 戸数】 ( 1 戸 ) ( 戸 ) ( 戸 ) ( 戸 )

【チ. 工事部分の床面積の合計】 ( 150 m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )

長屋建住宅、共同住宅で、利用関係が2種類以上ある場合は、該当する利用関係の番号を○で囲み、それぞれ【ト. 戸数】【チ. 工事部分の床面積の合計】を記入してください。

車庫、自転車置場、物置等の場合

(第三面)

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】 2

【ロ. 新設とその他の別】 新設 ((1)新築 (2)増築 (3)改築)

その他 ( (2)増築 (3)改築)

【ハ. 資金】 (1)民間資金 (2)公費 (3)独立行政法人住宅金融支援機構

新設のときのみ記入のため、記入不要

(4)独立行政法人住宅金融支援機構その他

【ニ. 建築工法】 (1)在来工法 (2)プレハブ工法 (3)枠組壁工法

【ホ. 種類】 (1)専用住宅 (1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

(2)併用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

(3)その他の住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

【ヘ. 利用関係】 (1)持家 ) ((2)貸家 ) ((3)給与住宅) ((4)分譲住宅)

【ト. 戸数】 ( 戸) 新設のときのみ記入のため、記入不要 戸)

【チ. 工事部分の ( 15 m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>)  
床面積の合計】

# 記入例

(R01.6.4時点)

## (居住専用建築物)

既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入。

(第四面)

- 
- 【1. 主要用途】 (1) 居住専用建築物 ( )  
(2) 居住産業併用建築物 ( )  
(3) 産業専用建築物 ( )
- 【2. 除却要因】 (1) 老朽して危険があるため (2) その他
- 【3. 構造種別】 (1) 木造 (2) その他
- 【4. 建築物の数】
- 【5. 住宅の戸数】 戸
- 【6. 住宅の利用関係】 (1) 持家 (2) 貸家 (3) 給与住宅
- 【7. 建築物の床面積の合計】 m<sup>2</sup>
- 【8. 建築物の評価額】 千円 **必ず記入してください。**
-

# 記入例

# (居住専用建築物)

(R01. 6. 4時点)

別表1 第二面【5. 主要用途】(1)居住専用建築物 の場合の用途記号

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

別表2 第二面【5. 主要用途】(2)居住産業併用建築物 (3)産業専用建築物 の場合の用途記号

主要用途の区分	記号
農林水産業	11
農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	12
建設業	13
製造業	14
食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	14
化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業，	17
ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	19
電気業	19
ガス業	20
熱供給業	21
水道業	22
情報通信業	23
通信業	23
放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	27
鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27
卸売業，小売業	28
卸売業，小売業	28
金融業，保険業	29
金融業，保険業	29
不動産業	30
不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業，飲食サービス業	32
宿泊業	32
飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	34
学校教育	34
その他の教育，学習支援業（社会教育に限る。）	35
その他の教育，学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療，福祉	38
医療業，保健衛生	38
社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	40
郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
娯楽業	43
宗教	44
物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。）	45
国家公務，地方公務	46
国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	99
他に分類されないもの	99